

	意見の概要	回答(案)
1	<p>各電気事業者は、共同火力などから電気を購入しておりそういった源泉からの排出量を加味した内容にすべきである。</p>	<p>共同火力など他社から調達した電気についても、既に、当該電気の発電にかかるCO2排出量を加味して排出係数を算出することとなっております。</p>
2	<p>原案では電気事業者が調整後の二酸化炭素排出量の算定に用いることができる京都メカニズムクレジット等のうち、国内認証排出削減量として「①国内クレジット制度、②オフセット・クレジット制度、③その他」が掲げられている。 上記の国内認証排出削減量に関し、特に、系統電力の使用量削減に係る排出削減方法論から発生する削減量について、国としての統一的な算定方法を、早急に検討・確立すべきである。</p>	<p>今回の改正は、電気事業者の調整後排出係数に国内認証排出削減量を反映するものです。 今回の改正内容とは関係ないものでありますが、国内クレジット制度、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度において、一定期間経過後、必要に応じて、レビューを実施することとされております。</p>